

平成 30 年 11 月 15 日

日本原子力発電株式会社

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 事業許可申請審査スケジュール (案)

回	項目	主要な論点	審査会合時期
一	補正申請	● 補正申請	H28. 12. 26
1	補正概要	● 補正概要	H29. 2. 6
2	・ 施設概要 ・ 評価事象の選定	● 外部事象及び土地利用による人間活動を網羅的に考慮した評価すべき事象の選定	H29. 3. 17
3	廃棄物に含まれる主要な放射性物質の種類	● 考慮すべき核種の種類の選定	H29. 6. 12
4	第六条 外部からの衝撃による損傷の防止*	● 外部事象 (自然現象・人為事象) の設定, 網羅性及び評価の妥当性	H29. 8. 22
5		● 外部事象 (自然現象) の設定, 評価の妥当性	H29. 12. 4
6		● 外部事象 (人為事象) の設定, 評価の妥当性	H29. 12. 25
7		(コメント回答: 廃棄物埋設施設へのグレーデッドアプローチの適用について)	H30. 1. 29
	第八条 遮蔽等*	● 平常時における廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線等による事業所周辺の線量の評価の妥当性	
8	第八条 遮蔽等*	(コメント回答: 線量の評価の妥当性について)	H30. 2. 27
	第九条 異常時の放射線障害の防止*	[廃止措置開始後の放射線障害の防止等] (コメント回答: 考慮すべき核種の種類の選定)	
	第六条 外部からの衝撃による損傷の防止*	(コメント回答: 廃棄物埋設施設へのグレーデッドアプローチの適用について)	
9	第三条 廃棄物埋設地の地盤, 第四条 地震による損傷の防止, 第五条 津波による損傷の防止*	● 廃棄物埋設地の地盤 ● 地震による損傷の防止 ● 津波による損傷の防止	H30. 3. 26
10	第九条 異常時の放射線障害の防止*	[異常時 / 廃止措置開始後の放射線障害の防止等] ● 事故・異常時の想定事象 (シナリオ) の選定 ● 想定事象 (シナリオ) の網羅性, 評価シナリオの選定	H30. 4. 26
11		● 事故・異常時の想定事象 (シナリオ) の選定及び評価 ● 廃止措置の開始以降の評価 (基本シナリオ)	H30. 5. 31
	第八条 遮蔽等*	● 飛散防止の措置	
12	第九条 異常時の放射線障害の防止*	[異常時 / 廃止措置開始後の放射線障害の防止等] ● 廃止措置の開始以降の評価 (変動シナリオ)	H30. 6. 29
	第三条 廃棄物埋設地の地盤, 第四条 地震による損傷の防止*	(コメント回答: 廃棄物埋設地の地盤) (コメント回答: 地震による損傷の防止)	

回	項目	主要な論点	審査会合時期
13	第五条 津波による損傷の防止※	(コメント回答：津波による損傷の防止)	H30. 7. 31
	第九条 異常時の放射線障害の防止※	●水理	
	第十条 廃棄物埋設地, 第十一条 放射線管理設備, 第十三条 地下水の水位等の監視設備※	●地下水の水位その他廃棄物埋設地及びその状況を監視すべき測定項目等の設定根拠 ●漏出する放射性物質の濃度等の監視方法等	
14	第十条 廃棄物埋設地, 第十一条 放射線管理施設, 第十三条 地下水の水位等の監視設備※	●コメント回答：最終覆土の施工方法 他 ●コメント回答：地下水の測定核種の選定 他 ●コメント回答：覆土の機能と監視・測定 他	H30. 11. 15
	第十二条 廃棄施設, 第十四条 予備電源, 第十五条 通信連絡設備等※	●規則第十二条（廃棄施設）の適合性について ●規則第十四条（予備電源）の適合性について ●規則第十五条（通信連絡設備等）の適合性について	
15	第九条 異常時の放射線障害の防止※	●コメント回答：管理期間終了後のシフト選定 他 ●コメント回答：評価モデル/パラメータ 他	*. *. *
16	第九条 異常時の放射線障害の防止※	(水理) ●コメント回答：揚水試験 (du 層のみ) の合理性 他	*. *. *
	第三条 廃棄物埋設施設の地盤, 第四条 地震による損傷の防止, 第五条 津波による損傷の防止※	●コメント回答：液状化判定の妥当性 他 ●コメント回答：覆土の透水係数 他 ●コメント回答：津波の設定 他	
	第六条 外部からの衝撃による損傷の防止※	●コメント回答：竜巻影響評価 他	
17	第七条 火災等による損傷の防止※	●規則第七条（火災等による損傷の防止）の適合性について	*. *. *
	第八条 遮蔽等※	●コメント回答：自然事象の重畳	
	第九条 異常時の放射線障害の防止※	(考慮すべき核種の種類の選定) ●コメント回答：平均放射能濃度(金属とコンクリート) 他	
		● 技術的能力について	
—	補正申請	● 補正申請	—

※：第二種廃棄物埋設施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則

